



## 不許可処分通知書

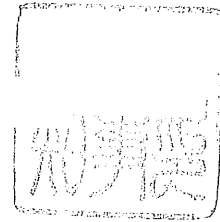
県指令

住所 県 市  
氏名 株式会社  
代表取締役

令和3年 月 日付けの産業廃棄物収集運搬業の許可申請については、下記の理由により許可できません。

令和3年 月 日

県知事



記

株式会社 の役員である は、 去違反、  
法違反、 法違反 により、平成  
年 月 日に 裁判所において懲役2年10月の刑が確定し、平成 年 月 日に執行  
を終えた。

このことにより、この者が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当することから、株式会社 が法第14条第5項第2号ニに該当するため。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に環境大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(被告を代表する者は 県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。